

仲介手数料補助

令和7年度 京都市空き家等の 活用・流通（建物活用）補助金 交付申請の手引

（お問合せ先・申請窓口）

京都市空き家相談窓口

所在地：〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 番地
京都市役所分庁舎 3 階
京都市都市計画局住宅室住宅政策課内

電話：075-231-2323

受付時間：9:00～11:30 / 13:00～16:30
（土・日・祝、年末年始を除く）

（申請様式等）

<https://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/page/0000329679.html>



目次

1	補助制度の概要.....	1
2	申請手続等.....	1
	(1) 申請受付期間.....	1
	(2) 申請受付窓口・問合せ先.....	1
	(3) 申請方法.....	1
	(4) 申請の流れ.....	2
3	「空き家」の定義.....	2
4	補助対象経費.....	3
	(1) 空き家に関する要件.....	3
	(2) 売買契約の内容に関する要件.....	4
	(3) 仲介手数料に関する要件.....	4
5	補助対象者.....	4
6	補助金の交付額.....	5
	(1) 補助金の交付額の算出と上限額.....	5
	(2) 補助金の交付額の計算例.....	6
7	交付申請書類.....	7
	(1) 全員提出が必要な書類.....	7
	(2) 個別の状況により、該当する場合に提出が必要な書類.....	8
8	補助金請求書.....	9
9	申請書類及び記入方法.....	10
10	よくある質問と答え.....	17

1 補助制度の概要

京都市内の空き家の流通を促し、有効活用を図ることを目的として、空き家を売却した所有者に、売却時に不動産事業者※に支払った仲介手数料の一部を補助します。

※ 京都市内に本店又は主たる事務所を置く不動産事業者に限ります。

2 申請手続等

(1) 申請受付期間

令和7年4月1日（火）から令和8年3月13日（金）まで

※ 予算がなくなり次第、受付を終了します。

(2) 申請受付窓口・問合せ先

京都市空き家相談窓口

（所在地）〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 番地
京都市役所分庁舎 3 階 京都市都市計画局住宅室住宅政策課内

（電話）075-231-2323

（受付時間）午前 9 時から午前 11 時 30 分まで

午後 1 時から午後 4 時 30 分まで

（土曜日、日曜日、祝日、年末年始(12/29～1/3)を除く。）



相談、申請等で窓口に来られる際は、必ず電話で事前に予約をお願いします（事前予約がない場合は、対応にお時間をいただく場合があります）。

(3) 申請方法

申請書類を申請受付窓口を持参又は郵送（ただし、申請期間内必着）

※ 申請書類（様式）は、空き家相談窓口で配布しているほか、本市ホームページからダウンロードできます。

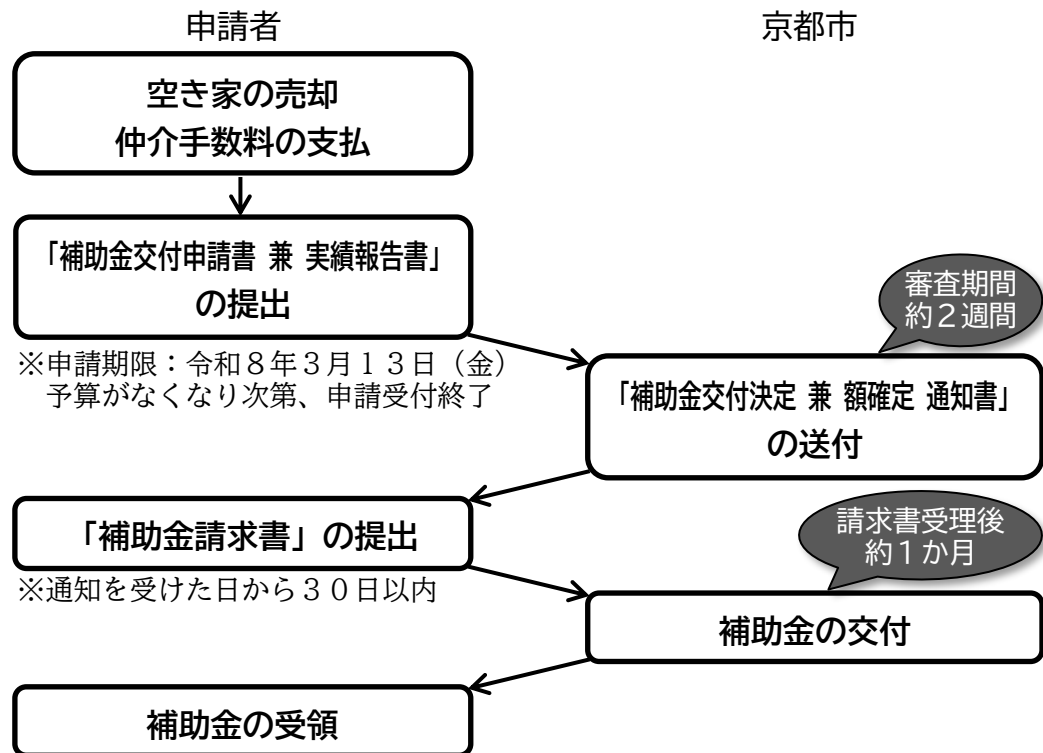
<https://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/page/0000329679.html>



※ 持参の場合は、必ず電話で事前に予約をお願いします。

※ 不備のない申請書を受理した日（郵送の場合は到着日）が受付日となります。

(4) 申請の流れ



3 「空き家」の定義

本補助制度における「空き家」とは、建築物又はこれに付属する工作物で、現に人が居住せず、又は使用していない状態にあるものをいいます。

POINT

<対象>

- ・ 長屋建て住宅（連棟式住宅）の居住・使用していない「空き住戸」
- ・ 売買契約締結の直前まで居住・使用していたが、売買契約の締結時点で居住・使用していなかった建築物
- ・ 住宅以外の用途の建築物

<対象外>

- ・ 共同住宅（マンション、アパート等）

4 補助対象経費

補助金の交付対象経費は、「空き家及び敷地」又は「空き家」の売買契約の締結に伴い、売主が不動産事業者に支払った仲介手数料※とします。

ただし、売買契約の対象の空き家、売買契約の内容及び仲介手数料について、次の(1)～(3)の要件を全て満たすものを対象とします。(内容等が不適當であると認める場合は、補助の対象となりません。)

※ 仲介手数料とは、宅地建物取引業法第46条第1項に規定する、宅地建物取引業者が宅地又は建物の売買、交換又は貸借の代理又は媒介に関して受けることのできる報酬をいいます。

(1) 空き家に関する要件

- 未登記の建築物でないこと。
- 京都市内にあること。
- 昭和64年1月7日に現に存していたこと。
- 建物（附属建物を含む。）の登記床面積の合計※が200㎡以下であること。（※例えば、2階建ての建物の場合、1階と2階の床面積の合計）
- 売買契約を締結した時点において、「空家等対策の推進に関する特別措置法」又は「京都市空家等の活用、適正管理等に関する条例」に基づく除却や修繕等の命令の対象となっていないこと。

POINT

- 平成元年1月8日以降に増改築した建築物であっても、昭和64年1月7日以前に建てられた部分があれば対象となります。
- 1つの建物として登記されている長屋建て住宅（連棟式建物）であっても、住戸ごとに独立して利用されていたことが確認できる場合等は、各住戸がそれぞれ補助対象となる場合がありますので、御相談ください。

(2) 売買契約の内容に関する要件

- 配偶者又は3親等内の血族若しくは姻族間での売買契約でないこと。
- 令和6年6月20日以降の初回の売買契約であること。（空き家の所有権が複数人で共有されていた場合に、共有持分を他の共有者へ売買により譲渡したものは除きます。）
- 売買契約の対象の空き家（及びその敷地）の所有権が複数人で共有されていた場合は、共有者全員がそれぞれの持分の全てを同時に同一の第三者へ売却した契約であること。

POINT

- 申請受付開始（令和7年4月1日）前であっても、令和6年6月20日以降に売買契約を締結したものは対象となります。

(3) 仲介手数料に関する要件

- 京都市内に本店又は主たる事務所を置く不動産事業者に支払われた仲介手数料であること。

POINT

- 仲介が行われない業者の直接買取りや個人売買により売却した場合は補助の対象となりません。

5 補助対象者

補助金の交付の対象となる者は、次の(1)及び(2)のいずれにも該当する者となります。

- (1) 空き家（及びその敷地）を売却し、不動産事業者に仲介手数料を支払った当該空き家（及びその敷地）の元所有者

ただし、売買契約を締結した日から遡って2年以内に、相続、遺産分割、遺贈又は財産分与以外の方法により当該空き家の所有権を取得した者は対象外です。

- (2) 法人その他の団体でない者

なお、上記(1)及び(2)のいずれにも該当する者であっても、次の(3)又は(4)のいずれかに該当する者は、補助金の交付対象者としません。

- (3) 京都市税の滞納がある者

- (4) 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等若しくは同条第5号に規定する暴力団密接関係者

 POINT

- 所有権を複数人で共有していた空き家（及びその敷地）を売却した場合で、複数の共有者で分担して不動産事業者へ仲介手数料を支払ったときは、仲介手数料を支払った全ての共有者が補助金の交付対象者となります。
- 複数の共有者の連名で不動産事業者へ仲介手数料を支払ったとき
→支払った共有者の中から代表者を決めて代表者が申請してください。
※ 申請者以外の連名者全員の委任状（P 15 参照）が必要になります。
- 複数の共有者が個別に不動産事業者へ仲介手数料を支払ったとき
→支払った共有者がそれぞれ申請してください。
※ 支払った共有者が同時に申請する場合は、一部の添付書類を省略することができます。（P 9 参照）

6 補助金の交付額

- (1) 補助金の交付額の算出と上限額

補助金の交付額は、次のア又はイのいずれか少ない額とします。

ア 申請者が支払った仲介手数料の額（税抜き） $\times 1/2$ （千円未満切捨て）

イ 上限額 25万円（※1）

※1 所有権を複数人で共有していた空き家（及びその敷地）を売却した場合で、複数の共有者で分担して個別に不動産事業者に仲介手数料を支払ったときは、25万円 $\times$ 「申請者の負担割合」（千円未満切捨て）を上限額とします。

※2 所有権を複数人で共有していた空き家（及びその敷地）を売却した場合で、複数の共有者で分担して連名で仲介手数料の全額を支払ったときは、その支払総額について、代表者による補助金の交付申請に対し、支払総額（税抜き） $\times 1/2$ （千円未満切捨て）、上限額25万円が補助金の交付額となります。

(2) 補助金の交付額の計算例

(例1) 単独名義の空き家（及びその敷地）を売却し、40万円（税抜き）の仲介手数料を支払った場合

ア $40\text{万円} \times 1 / 2 = 20\text{万円}$

イ 25万円

→補助金交付額は20万円

(例2) 単独名義の空き家（及びその敷地）を売却し、60万円（税抜き）の仲介手数料を支払った場合

ア $60\text{万円} \times 1 / 2 = 30\text{万円}$

イ 25万円

→補助金交付額は25万円

(例3) 共有名義の空き家（及びその敷地）を売却し、複数の共有名義人の連名で総額60万円（税抜き）の仲介手数料の全額を支払った場合（連名者の中から代表者が補助金を申請）

ア $60\text{万円} \times 1 / 2 = 30\text{万円}$

イ 25万円

→補助金交付額は25万円

(例4) 共有名義の空き家（及びその敷地）を売却し、申請者が共有名義人を代表して総額40万円（税抜き）の仲介手数料の全額を支払った場合

ア $40\text{万円} \times 1 / 2 = 20\text{万円}$

イ 25万円

→補助金交付額は20万円

(例5) 共有名義の空き家（及びその敷地）を売却し、総額60万円（税抜き）の仲介手数料を共有名義人で分担して、申請者が40万円（税抜き）を個別に不動産事業者を支払った場合

ア $40\text{万円} \times 1 / 2 = 20\text{万円}$

イ $25\text{万円} \times 40 / 60 = 16\text{万}6\text{千円}$ （千円未満切捨て）

→補助金交付額は16万6千円

(例6) 共有名義の空き家（及びその敷地）を売却し、総額45万円（税抜き）の仲介手数料を共有名義人で分担して、申請者が30万円（税抜き）を個別に不動産事業者を支払った場合

ア $30\text{万円} \times 1 / 2 = 15\text{万円}$

イ $25\text{万円} \times 30 / 45 = 16\text{万}6\text{千円}$ （千円未満切捨て）

→補助金交付額は15万円

7 交付申請書類

(1) 全員提出が必要な書類

★印の書類は、本市ホームページ（P 1 参照）からダウンロードできます。

	必要な書類	備考
①	補助金交付申請書 兼 実績報告書（第 1 号様式）（★）	P 1 0、1 1 参照。申請書の裏面（P 1 1 参照）の「添 付書類チェックリスト」、「補助金に関するアンケート」も記入してください。
②	付近見取図	補助対象の建築物の所在地が確認できる住宅地図等 （縮尺 1/1500 程度） ※補助対象の建築物の所在地を地図上に図示してく ださい。
③	土地の登記事項証明 書（全部事項証明書） ※コピー可	売買後の土地及び建物の所有権等が確認できるもの で、3 か月以内に発行されたもの ※申請受付期間である令和 8 年 3 月 1 3 日までに提 出できない場合に限り、売買前の土地及び建物の登 記事項証明書（全部事項証明書）（3 か月以内に発 行されたもの。コピー可）を令和 8 年 3 月 1 3 日ま でに提出したうえで、本市が別途指定する日までに 売買後の土地及び建物の所有権等が確認できるも のを提出することができます。
④	建物の登記事項証明 書（全部事項証明書） ※コピー可	※インターネットの登記情報提供サービスから印刷 した書面は登記官の印がなく、証明書として認めら れませんので、法務局で発行される登記官の印のあ る証明書を提出してください。
⑤	売買契約締結時に補 助対象物件に居住・ 使用していなかった ことが確認できる書 類 ※コピー可	（例）売却した空き家の元所有者（所有権を複数人で 共有していた場合は共有者全員）の売買契約締結時点 の住所が確認できる住民票※若しくは戸籍の附票又は 補助対象空き家に係る電気、ガス、水道のいずれかの 閉栓時期若しくは未使用の状況が確認できる書類 など ※住民票を提出する場合は、マイナンバーが記載され ていないものを提出してください。 ※住民票を提出する場合は、売買契約締結日以降に発 行されたものを提出してください。
⑥	補助対象物件の売買 契約書のコピー	全ページのコピーを提出してください。
⑦	仲介手数料を支払っ たことが確認できる 書類のコピー	（例）「領収書」 ※宛名が申請者であること。（所有権を複数人で共有 する空き家（及びその敷地）を売却した場合は、申 請者を含む共有者の連名であるものも可）

	必要な書類	備考
⑧	誓約書 兼 同意書 (第2号様式) (★)	P 1 2 参照
⑨	本人確認書類のコピー ※来所での申請の場合は、原本も併せて御持参ください。	申請者の本人確認書類のコピー。顔写真付きの証明書1点又は顔写真がない証明書の場合2点 (顔写真付きの証明書) 運転免許証、旅券(パスポート)、マイナンバーカード(表面のみ)、その他官公署が発行した顔写真付きの証明書 (顔写真がない証明書) 健康保険被保険者証(資格確認書) ^{※1} 、年金手帳・証書、社員証・学生証、公共料金の通知書(氏名が記載されているもの)、預金通帳、個人番号通知カード ^{※2} 、その他氏名が確認できるもの ※1 健康保険被保険者証(資格確認書)のコピーを提出する場合は、必ず申請者自身で「記号」「番号」「被保険者番号」「保険者番号」「二次元コード」を黒塗りする等して見えないようにしてください。 ※2 個人番号通知カードのコピーを提出する場合は、必ず申請者自身でマイナンバーを黒塗りする等して見えないようにしてください。

(2) 個別の状況により、該当する場合に提出が必要な書類

★印の書類は、本市ホームページ(P 1 参照)からダウンロードできます。

	提出が必要な場合	必要書類	備考
①	上記④(P 7)で昭和64年1月7日に現に存していたことが確認できない場合	昭和64年1月7日に現に存していたことが確認できる書類 ※コピー可	・建物の閉鎖事項証明書(全部事項証明書)を確認してください。 ・閉鎖事項証明書で確認できない場合は、閉鎖事項証明書と併せて家屋の固定資産税の課税開始時期が確認できる書類などを提出してください。

	提出が必要な場合	必要書類	備考
②	上記③及び④（P 7）に記載された所有者の住所と現住所に相違がある場合	登記事項証明書に記載の住所と氏名が記載された書類 ※コピー可 ※提出できないときは誓約書(第5号様式) (★) (P 14)	(例) 住民票、転送された郵便物 など ※ <u>上記⑤（P 7）で住民票又は戸籍の附票を提出する場合で、それらで確認できる場合は提出不要です。</u>
③	対象物件の所有権を複数人で共有し、複数の共有者の連名で仲介手数料を支払った場合で、申請者が代表して申請する場合	委任状(第6号様式) (★)	P 15 参照 申請者以外の <u>連名者全員</u> の委任状を提出してください。
④	申請手続等を申請者以外の者に代行させる場合	委任状(第7号様式) (★) 委任を受けた者の本人確認書類のコピー	P 16 参照 本人確認書類は⑨参照 ※ <u>法人の従業員として委任を受けた場合は、法人の従業員であることを証明する社員証等のコピーも併せて提出してください。</u>

<留意事項>

- 申請状況に応じて、上記以外の書類の提出を求めることがあります。
- 所有権を複数人で共有していた空き家（及びその敷地）を売却し、複数の共有者で分担して個別に不動産事業者へ仲介手数料を支払ったときで、仲介手数料を支払った複数の共有者が同時に補助金の交付を申請する場合は、各申請者の申請書の添付書類で共通する書類（付近見取図、土地及び建物の登記事項証明書、居住・使用していなかったことが確認できる書類、売買契約書等）は、いずれか1人の申請者の申請書にのみ添付し、それ以外の申請者の申請書への添付を省略することができます。（同時申請でない場合は、省略することはできません。）

8 補助金請求書

補助金交付決定兼額確定通知を受けた日から30日以内に、補助金請求書（第4号様式）（P 13）により補助金の請求を行ってください。

※ 様式は、本市ホームページ（P 1 参照）からダウンロードできます。

9 申請書類及び記入方法

<補助金交付申請書兼実績報告書（第1号様式）表面>

第1号様式（第6条関係）		※記載の住所に通知書を送付します。	提出日を記入
京都市空き家等の活用・流通（建物活用）補助金交付申請書兼実績報告書			
(宛先) 京都市長	令和 7 年 4 月 1 日		
申請者の住所 (〒 604-8571) 京都市中京区寺町通御池上る 上本能寺前町488番地	申請者の氏名 京都 太郎 (電話: 090-0000-0000)		
京都市空き家等の活用・流通（建物活用）補助金交付要綱第6条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。			
対象物件の所在	※建物の登記事項証明書の表題部の「所在」欄から転記してください。 京都市 〇〇 区 △△町21番地4		
対象物件の家屋番号	21番4 ※建物の登記事項証明書の「家屋番号」欄から転記		
対象物件が建てられた時期	☐ 明治 ☐ 大正 ☒ 昭和 40 年 ☐ 不明であるが昭和 年 に現に存していたことが確認可能		
対象物件（附属建物を含む。） の合計床面積	92.72 m ² ※建物の登記事項証明書の表題部に「附属建物の表示」の記載がある場合は、附属建物の床面積も合算した面積を記載してください。		
申請者が対象物件の 所有権を取得した 時期及び原因	取得時期	取得原因	取得した持分
	平成30年5月31日	売買	—
・建物の登記事項証明書の権利部（甲区）の権利者その他の事項」欄を確認のうえ記入 ・所有権の一部を取得した場合は、取得した持分ごとに全て記入			
売買契約締結日	令和 6 年 10 月 1 日 ← 売買契約書の日付		
売買契約の対象	☒ 建物及びその敷地 ☐ 建物のみ		
媒介を行った 宅地建物取引業者	宅地建物取引業者 免許証番号	京都府知事（10）第〇〇〇〇号	
	名称	株式会社〇〇〇〇〇〇	
	本店又は主たる 事務所の所在地	京都市 〇〇 区 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	
仲介手数料の額	金 600,000 円（税抜き）		
	仲介手数料の支払方法（対象物件の所有権を複数人）		
	☐ 複数の共有者の連名で全額を支払 ☐ 申請者が代表して全額を支払 ☐ 複数の共有者で分担して個別に支払		
	☐ その他（ ）		
補助金交付申請額	金 250,000 円 ← 算出方法に従い算出 （算出方法） 仲介手数料の額（税抜き）×1/2（千円未満切捨て）【上限250,000円※】 ※ 対象物件の所有権を複数人で共有していた場合で、複数の共有者で分担して個別に宅地建物取引業者に仲介手数料を支払ったときの上限は、250,000円×「申請者の負担割合」（千円未満切捨て）		
	添付書類 別紙のとおり ※裏面「添付書類チェックリスト」参照 備考		

（裏面に続く）

<補助金交付申請書兼実績報告書（第1号様式）裏面>

添付した書類の□に✓印を記入してください。

「全員」欄の書類は全て添付が必要です。

「該当者のみ」欄の書類は、条件に該当する場合は添付が必要です。（。）

添付書類チェック

全 員	☒	① 付近見取図（例：住宅地図等（縮尺1,500分の1程度）） ※対象物件の所在地を地図上に図示してください。
	☒	② 土地及び建物の登記事項証明書（全部事項証明書）の写し ※売買後の土地及び建物の所有権等が確認できるもので、3か月以内に発行されたもの
	☒	③ 契約締結時に、対象物件に居住・使用していなかったことが確認できる書類の写し （例：元所有者（全員）の契約締結時の住所が確認できる住民票（又は戸籍の附票）等）
	☒	④ 対象物件の売買契約書の写し
	☒	⑤ 仲介手数料を支払ったことが確認できる書類の写し（例：領収書 等）
	☒	⑥ 誓約書兼同意書（第2号様式）
	☒	⑦ 本人確認書類の写し（顔写真付き1点 又は 顔写真なし2点）
該 当 者 の み	☐	（②で対象物件が昭和64年1月7日以前に建築されたことが確認できない場合） 対象物件が昭和64年1月7日以前に建築されたことが確認できる書類の写し
	☐	（②に記載の所有者の住所と現住所に相違がある場合） ②に記載の住所と氏名が記載された書類（例：住民票、転送された郵便物の写し 等） ※③として提出する住民票等で確認できる場合は不要。添付できない場合は誓約書（第5号様式）
	☐	（対象物件の所有権を複数人で共有し、複数の共有者の連名で仲介手数料を支払った場合） 申請者以外の連名の共有者全員の委任状（第6号様式）及び本人確認書類の写し
	☐	（申請手続等を申請者以外の者に代行させる場合） 委任状（第7号様式）及び受任者の本人確認書類の写し ※受任者が法人の担当者の場合は、当該法人の従業員であることが確認できる書類の写しを併せて添付してください。

必ず全項目について回答ください。

補助金に関するアンケート

1 この補助金を何で知りましたか？

- ☐ ホームページ ☐ SNS ☐ チラシ ☐ 空き家相談窓口
☐ 空き家相談会 ☒ 不動産事業者（媒介事業者等） ☐ その他（ ）

2 この補助金は、補助対象物件の売却の後押しになりましたか？

- ☐ なった ☒ 少しはなった ☐ 全くならなかった

3 補助対象物件の売却に至るきっかけになったこと何ですか？（複数回答可）

- ☒ この補助金により、売却に伴う仲介手数料の負担が抑えられること
☐ 空き家に対する税金（非居住住宅利活用促進税）が新たに導入される予定であること
☐ 管理不全空家や特定空家として、京都市から通知や指導を受けたこと
☐ 相続等により使用予定のない空き家を取得したこと
☐ その他（ ）
☐ 特にない

4 補助対象物件が売却前に空き家であった期間はどれくらいですか？

- ☐ 1年未満 ☒ 1～3年 ☐ 3～10年 ☐ 10年以上 ☐ 不明

5 売却後は、若年・子育て世帯（全ての者が50歳未満の世帯又は18歳以下の子がいる世帯）の利用が見込まれますか？（媒介した不動産事業者に御確認をお願いします。）

- ☒ はい ☐ いいえ ☐ 決まっていない

※ アンケートでお答えいただいた内容は、施策等の企画・実施以外の目的で使用することはありません。

<誓約書兼同意書（第2号様式）>

第2号様式（第6条関係）

誓約書兼同意書

（宛先）京都市長

私は、京都市空き家等の活用・流通（建物活用）補助金（以下「補助金」という。）の交付申請に当たり、下記の事項について誓約し、及び同意します。

記

<誓約事項>

- 1 京都市空き家等の活用・流通（建物活用）補助金交付申請書兼実績報告書及び添付書類の内容は事実と相違ないこと。
- 2 京都市税の滞納がないこと。
- 3 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者でないこと。
- 4 申請する対象物件の建物は、契約締結時において、人が居住せず、又は使用していない状態にあったこと。
- 5 配偶者又は3親等内の血族若しくは姻族間で締結した不動産売買契約に伴い支払った仲介手数料に係る補助金の交付申請でないこと。

<同意事項>

- 1 交付対象者の要件の確認のために、京都市長が市税の納付状況の調査その他の必要な調査を行うこと。
- 2 誓約事項に反する事実が判明したことにより補助金の交付の決定が取り消された場合には、交付された補助金を定められた期限内に全額返還すること。

令和 7 年 4 月 1 日

（申請者）

住 所 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

（ふりがな）

氏 名 きょうと たろう
京都 太郎

（生年月日： 昭和 〇〇 年 〇 月 〇〇 日）

<補助金交付請求書（第4号様式）>

第4号様式（第8条関係）

京都市空き家等の活用・流通（建物活用）補助金請求書

（宛先）京都市長	令和 7 年 4 月 30 日
申請者の住所 （〒 604-8571） 京都市中京区寺町通御池上 上本能寺前町488番地	申請者の氏名 京都 太郎 （電話：090-0000-0000）

京都市空き家等の活用・流通（建物活用）補助金交付要綱第8条の規定により、補助金を申請します。

補助金交付決定兼 額確定通知書の 日付及び番号	令和 7 年 4 月 18 日 京都市指令都住政第〇〇〇号
補助金請求額	金 250,000 円 ← 補助金交付決定兼額確定通知書に記載の交付額

振込口座

該当するものに「○」及び「✓」を付けてください。

金融機関名	店舗名	預金種目	口座番号						
みやこ 銀行 金庫	京都 支店 出張所	☒ 普通（総合） ☐ 当座 ☐ 貯蓄 ☐ その他	1	2	3	4	5	6	7
口座名義 （フリガナ）	キ ャ ウ ト	タ ロ ウ							
口座名義 （漢字等）	京都 太郎 ← 申請者の氏名と一致させてください								

※ 原則として、申請者の名義の口座を記入してください。

※ ゆうちょ銀行の場合は、振込用の店名（漢数字）・預金種目・口座番号を記入してください。

記入間違いやチェック漏れがあると振込みができませんので注意してください。

< 誓約書（第5号様式） > 登記事項証明書に記載された住所と現在居住している住所が異なる場合

第5号様式

誓約書

（宛先）京都市長

京都市空き家等の活用・流通（建物活用）補助金を申請するに当たり、登記事項証明書（全部事項証明書）の権利部（甲区）に記載された住所と現在居住している住所が異なりますが、本人に相違ありません。

令和 7 年 4 月 1 日

（申請者）

住 所 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

氏 名 京都 太郎

<委任状（第6号様式）> 対象物件の所有権を複数人で共有し、複数の共有者の連名で仲介手数料を支払った場合

第6号様式

申請者以外の連名者全員の委任状を提出してください。
(委任状と併せて本人確認書類の写しも提出してください。)

委任状

(宛先) 京都市長

私は、私が所有権の一部を有していた下記の建築物の売却に伴い支払った仲介手数料について、京都市空き家等の活用・流通（建物活用）補助金に関する交付申請、請求、受領等の一切の手続を下記の申請者に委任します。

記

所 在 京都市 〇〇 区 △△町21番地4
(家屋番号: 21番4)

※建物の登記事項証明書の表題部の「所在」及び「家屋番号」欄から転記してください。

申請者

京都 太郎

補助金の交付申請者と一致します

令和 7 年 4 月 1 日

(仲介手数料を支払った者（連名者）)

住 所 京都市〇〇区〇〇〇町〇〇番地

氏 名 京都 みやこ

建物の登記事項証明書の権利部（甲区）に記載の住所と現住所は、

☐ 同じ

☒ 異なる → ☒ 建物の登記事項証明書の権利部（甲区）に記載の住所と現住所が異なりますが、本人に相違ありません。

該当する口に
✓を記入してください。

※ 委任者（仲介手数料を支払った者（連名者））の本人確認書類の写しを添付してください。

<委任状（第7号様式）> 申請手続等を申請者以外の者に代行させる場合

※代理人についても本人確認を行いますので、本人確認書類の写しを提出してください。
 なお、法人の場合は、担当者本人の本人確認書類の写しに加え、担当者が法人の従業員であることを証明する書類（社員証等）の写しを提出してください。

第7号様式

委任状

令和 7 年 4 月 1 日

（宛先）京都市長

委 任 者	住所 (〒 604-8571) 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地
	氏名 京都 太郎
	連絡先 (電話番号) 090 - 0000 - 0000

私は、次の者を代理人と定め、京都市空き家等の活用・流通（建物活用）補助金に係る一切の手続の権限を委任します。

代 理 人	住所（法人の場合は所在地） (〒 604-0925) 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町000番地
	氏名（法人の場合は、名称、代表者名及び担当者名） 御池 花子
	連絡先 (電話番号) 080 - △△△△ - △△△△ ※可能な限り、平日の日に連絡がとれる番号を御記入ください。

※ 代理人についても本人確認を行いますので、本人確認書類の写しを提出してください。
 なお、法人の場合は、担当者本人の本人確認書類の写しに加え、担当者が法人の従業員であることを証明する書類（社員証等）の写しを提出してください。

10 よくある質問と答え

(1) 対象となる建築物に関すること

(1)ー 1 平成元年1月8日以降に家屋の一部を増築していますが、補助の対象となりますか？

昭和64年1月7日以前に建築された部分があれば対象となります。

(1)ー 2 未登記の建築物は対象となりますか？

建物の登記がされていない建築物は対象となりません。

(1)ー 3 既存不適格物件も対象となりますか？

既存不適格物件も対象となります。

(2) 対象者に関すること

(2)ー 1 入院している母の名義の家屋を売却したのですが、子の私が補助金を申請できますか？

お母さま自身での申請等手続きが困難な場合には、手続きを代行することができます。（手続きを代行する場合は、委任状が必要です。）

(2)ー 2 市内に空き家を所有していますが、市外に居住しています。補助金の申請はできますか？

申請できます。

なお、申請は郵送でも行うこともできます。

(3) 対象経費に関すること

(3)ー 1 過去に空き家を売却して仲介手数料を支払ったのですが、補助の対象となりますか（いつ売却したものが補助対象ですか）？

令和6年6月20日以降の初回の売買契約に伴い、仲介手数料を支払ったものが補助対象となります。

仲介手数料の支払日ではなく、売買契約の締結日を基準としますので、例えば、令和6年6月19日に売買契約を締結し、令和6年6月20日以降に仲介手数料を支払った場合は対象となりません。

(3)－2 1年前に購入した空き家を売却した場合は、対象となりますか？

対象となりません。

売買契約締結日から遡って2年以内に、相続、遺産分割、遺贈又は財産分与以外の方法により空き家の所有権を取得した方は補助対象となりません。

(4) 不動産業者に関すること

(4)－1 媒介する不動産業者は、市が指定する業者でないと対象になりませんか？

不動産業者について本市の指定はありませんが、一定の要件※を設けています。

※ 次の(4)－2 参照

(4)－2 不動産業者は市外の業者でもよいですか？

市内に本店又は主たる事務所※を置く事業者である必要があります。

※ 主たる事業所とは、商業登記の法人の住所にあたるものです。

そのため、支店や営業所が京都市内にあっても、本店が京都市外にある不動産業者に仲介手数料を支払ったものは、補助対象にはなりません。

(5) 手続に関すること

(5)－1 補助金の申請書類はどこで入手することができますか？

本市のホームページ（P 1 参照）からダウンロードできます。

また、市役所分庁舎3階の空き家相談窓口（住宅政策課内）でも入手できます。

(5)－2 補助金の申請窓口はどこですか？

市役所分庁舎3階の空き家相談窓口（住宅政策課内）です。

(5)－3 区役所でも申請等を受け付けていますか？

区役所では受け付けていません。市役所分庁舎3階の空き家相談窓口（住宅政策課内）までお越しください。

(5)－4 郵送での申請はできますか？

郵送でも申請できます。

(5)－5 売却した空き家が共有名義で、仲介手数料を連名で支払った場合は、全員の連名で申請する必要がありますか？

仲介手数料を連名で支払った場合は、代表者を決めて、代表者が申請してください。この場合、申請者以外の連名者全員の委任状（P 15 参照）が必要になります。

(5)－6 売却した空き家が共有名義で、共有者で分担して個別に不動産業者に仲介手数料を支払った場合は、支払った共有者ごとに申請する必要がありますか？

仲介手数料を支払った共有者ごとに申請してください。

※ 同時に申請書を提出いただく場合は、添付書類のうち全員に共通する書類は1部のみの添付とし、2人目以降の申請書への添付を省略することができます。（同時申請でない場合は、省略することはできません。）

(5)－7 1つの契約で2件の建物を売却し、仲介手数料はまとめて支払いました。それぞれに申請が必要ですか？

建物ごとに申請してください。

2件分を1つの申請にまとめていただいても構いませんが、補助金額が少なくなる場合があります。

(6) その他

(6)－1 補助金はいつ支払われますか？

本市に補助金交付申請書兼実績報告書を提出していただき、本市が審査のうえ通知する補助金交付決定兼額確定通知書に基づき、本市へ補助金請求書を提出した後に支払われます。